

「千葉県男女共同参画・多様性社会推進事業所表彰」 広報業務委託仕様書（公募用）

※ 本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が委託する「千葉県男女共同参画・多様性社会推進事業所表彰」広報業務委託に関し、受託者を公募するために必要な基本的事項や情報を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書やプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえた上で、受託者と協議の上、県が作成する。

1 業務の目的

県で実施する「千葉県男女共同参画・多様性社会推進事業所表彰」（以下、「表彰」という。）を受賞した事業所（以下、「受賞事業所」という。）の取組を県内事業所に広く周知することにより、労働の場における男女共同参画及び多様性尊重の取組を促進する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

3 委託業務の内容

（1）広報・啓発冊子の作成

受託者は、令和7年度受賞事業所（6事業所）の取組を取材し、取材した内容を基に冊子を作成する。

冊子の作成に当たっては、県内事業所等に冊子を手に取ってもらい、受賞事業所の取組を参考として、男女共同参画や多様性尊重の取組を促すための工夫をすること。

ア 記載内容

（ア）表紙・裏表紙：2ページ

- ・事業所表彰の目的、目次、表彰式の写真等を記載し、表彰の概要が分かるものとすること。
- ・読者が手に取りやすい、訴求力のあるものとすること。

（イ）男女共同参画部門の取組の紹介・代表者や従業員へのインタビュー：4ページ

- ・千葉県知事賞の事業所2ページ×1
- ・奨励賞の事業所2ページ×1

（ウ）多様性社会推進部門の取組の紹介・代表者や従業員へのインタビュー

：8ページ

- ・千葉県知事賞の事業所2ページ×4

（エ）自由提案：2ページ

- ・受賞事業所の優れた取組の解説等掲載内容について理解が深まる内容とする

イ 印刷物の規格等

（ア）サイズ A4判

- (イ) 紙 質 コート 70kg以上
- (ウ) ページ数 16ページ、中綴じ
- (エ) 色 数 両面4色刷
- (オ) 数 量 10,000部
- (カ) 校 正 校正2回、色校正1回（必要に応じて変更の可能性あり）

※色校正に用いる紙は、実際の冊子と同じ紙質のものとすること。

- (キ) データでの納品

印刷用データをPDF及びai形式で提出すること。

- (ク) 冊子の納品

納品場所 県内330箇所

- (ケ) スケジュール

- ・受賞事業所へのアポイント等

4月頃の委託開始後から、受賞事業所に対するアポイント、取材等を行うこととする。

- ・納品期限 令和8年7月31日（金）

- (コ) その他

- ・（2）で作成する広報・啓発動画のURL（二次元コード）を掲載することとする。

- ・文字の種類やサイズ、色遣い等、ユニバーサルデザインに配慮したものとすること。

- ・音声コードを添付すること。音声コードの位置や切り抜きの位置等は県と協議の上決定する。音声コードは県が作成し受託者へ提供する。なお、音声コード作成のため、受託者は初校時点のリーフレット原稿のテキストデータを県に提出すること。

（2）広報・啓発動画の作成

受託者は、受賞事業所における女性の能力活用や雇用における多様な人材の活躍などの具体的な取組内容や代表者へのインタビュー、制度を利用する従業員や管理職へのインタビュー等を収めた動画を作成する。

動画は県において、YouTube（千葉県公式PRチャンネル等）において公開することとする。

動画の作成に当たっては県内事業所等が受賞事業所の取組を参考に、労働の場における男女共同参画や多様性尊重の具体的な取組につなげられるよう訴求力のある内容とすること。

ア 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に県と協議、打ち合わせを行った上で内容を決定し、決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

なお、動画の内容については、以下の項目を参考とし、企画提案すること。

- (ア) 受賞事業所における男女共同参画や多様性尊重の取組

(イ) 受賞事業所の代表者へのインタビュー

(ウ) 受賞事業所における仕事と家庭の両立支援制度の活用事例の紹介、制度を利用している従業員へのインタビュー、ロールモデルとなるような女性管理職へのインタビュー、障害のある方も使いやすい商品開発、国籍や年齢等に関わらず活躍している従業員や管理職へのインタビュー 等

イ 映像作成

企画構成に基づき、動画作成に必要な撮影等の映像調達や映像作成を行う。次に掲げる内容は本委託業務に含むものとする。

(ア) 資料・素材の収集

(イ) 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（インターネット上への投稿等）に当たり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

(ウ) 出演者、協力者、撮影地への交渉・許認可

(エ) 交通費等撮影に必要な一切の費用負担

ウ 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。

動画の完成までに、県及び各取材先の確認を複数回受けることとし、県と協議の上、修正等を行う。なお、修正等は県の承認を受けるまで行うこととする。

なお、動画の要件・規格は次のとおりとする。

(ア) 作成本数及び再生時間は以下のとおりとする。

本 数：6（受賞事業所数）×1本=6本

再生時間：1本あたり3分程度

(イ) 画面縦横比は16:9とし、フルハイビジョン（1,920×1,080）映像とする。

(ウ) タイトル、テロップ対応言語は、日本語（固有名詞として使用されるアルファベットを含む）とする。

(エ) テロップ・字幕を必ず挿入すること。また、音楽（BGM）、コンピュータグラフィック、イラスト等は障害のある方も分かるように工夫すること。

(オ) 投稿先であるYouTubeの利用規約に違反しないよう、内容の確認を行うこと。

エ 動画タイトル及び説明文の考案

各動画について、YouTubeに投稿するに当たって、視聴者が受賞事業所の最も周知すべき取組が分かるようなタイトルやサブタイトルを考案する。タイトルについては、県、受賞事業所との調整を行った上で、決定する。

また、動画の概要を分かりやすく紹介した説明文（ハッシュタグ含む）も考案する。

オ 成果物の納品

成果物は次のとおりとする。

なお、成果物は、受託者において映像、画像、音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたものとする。

(ア) DVDディスク 1枚

完成した動画データ式を収めること。一般的なプレイヤーでの再生、及びPCでの複製可能なデータ形式とする。

(イ) 動画データ式

下記の動画形式3種類のうちいずれかとすること。

MPEG4、WMV、MOV

(ウ) 映像素材一式

動画制作に使用した写真データ、映像、動画台本等の映像素材を納品すること。

(エ) 映像素材一覧表

映像素材、撮影場所の一覧表を作成すること。

なお、映像素材については、第三者が権利を有している映像、画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。

カ スケジュール

(ア) 受賞事業所へのアポイント等

4月の委託開始後から、受賞事業所に対するアポイント、取材等を行うこととする。

(イ) 納品期限 令和8年7月31日（金）

(3) 効果的な広報の独自提案

受託者は、作成した広報・啓発冊子や動画の内容について、注目度が上がる仕掛けづくりやSNS等での情報拡散の企画など、効果的な広報がある場合には自由に提案すること。

なお、広報の方法については、プロポーザルでの提案内容を基に県と協議、打ち合わせを行った上で決定すること。

また、本独自提案に係る費用については受託費用の範囲内で行うこと。

(4) 実績報告

ア 提出物：実績報告書（以下の内容を含めること）

- ・業務の実施概要（制作物の規格等）
- ・プロポーザルでの提案内容（上記（3））に基づく広報の実施概要

イ 提出期限：令和8年10月30日（金）

4 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

5 著作権等

- ・納品された成果物、本業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第22条の2（上映権）、第23条

(公衆送信権等)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 条の 3 (貸与権)、第 27 条 (翻訳権・翻案権等) 及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) に規定する権利をいう。) 及びその他の知的財産権は、第三者が権利を有している映像素材を除き、全て県に無償で譲渡するものとする。また、成果物は県が YouTube や X (旧 Twitter)、Instagram 等の SNS への投稿、ホームページ等の掲載等に隨時使用できるものとする。ただし制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・受託者は、本業務を実施するにあたって、第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等を行うこと。
- ・受託者は本業務を実施するに当たっては、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について、撮影前に必要となる一切の手続き及び使用料の負担を行うこと。
- ・県は、著作権法第 20 条 (同一性保持権) 第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- ・受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条 (公表権) 及び第 19 条 (氏名表示権) を行使することができない。
- ・受託者は、県が成果物を使用するに当たり、映像素材の権利を有している第三者との協議が必要となる場合、協力すること。
- ・映像、音楽等の著作権、肖像権処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。

6 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

7 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

8 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

9 その他

(1) 業務の実施

委託業務の実施に当たっては、都度、県と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

(2) 委託料

本業務の実施に要する全ての経費は、委託料に含むものとする。なお、事業実績等によって減額精算することがある。

(3) 再委託について

本件受託事業者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ書面による県の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 仕様変更

県又は本件受託者はやむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ協議の上、変更を得ること。

(5) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(6) 「チーバくん」の活用

業務を実施するに当たっては、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のうち特に「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークを活用すること。

なお、使用方法については、事前に県に確認すること。

(7) その他

本仕様書に記載内容の疑義が生じた場合には、県と協議すること。